

令和 6 年度

財政援助団体等監査報告書

長野市監査委員

6 監査第 104 号
令和 7 年 3 月 28 日

長野市長
荻 原 健 司 様

長野市監査委員	下 平	嗣
同	川 上	馨
同	小 泉	栄 正
同	手 塚	秀 樹

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項に規定する、令和 6 年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）の結果に関する報告を同条第 9 項及び第 10 項の規定により提出します。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づいた財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）と位置付け、財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行が財政的援助等の目的に沿って行われているかを確認するため、令和6年6月6日から令和7年2月27日までの間、長野市監査基準に準拠して監査を実施した。

なお、上記監査に関連して同条第1項及び第2項の規定に基づいた所管部局に対する財務監査及び行政監査も併せて実施した。

第2 監査の対象

監査の対象は、勤労者女性会館しなのき（以下、「しなのき」という。）の指定管理者協同組合長野シーアイ開発センター（以下、「長野シーアイ開発センター」という。）及びしなのきの所管部局である地域・市民生活部人権・男女共同参画課（以下、「人権・男女共同参画課」という。）とした。

第3 監査の着眼点（評価項目）

全国都市監査委員会 実務ガイドライン「監査等の着眼点」を基本とし、主な着眼点は次のとおりとした。

指定管理者関係	所管部局関係
(公の施設の指定管理者監査としての着眼点) 1 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。 2 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。 3 利用料金制を採用している場合、利用料金等の取扱いは適正に行われているか。 4 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。 5 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。 6 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。 7 行政財産の目的外使用許可等、地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する	(公の施設の指定管理者監査としての着眼点) 1 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。 2 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 3 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。 4 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。 5 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。 6 事業報告書の点検は適切になされているか。 7 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。 8 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。 9 指定管理者制度の採用により、効率的な管

事務が行われていないか。 8 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。 (その他) 出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、ミス及び不正の起きにくい事務処理とチェック体制（内部統制）が確立されているか。	理及び運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか。 10 利用料金制を採用している場合、そのことによって市民サービスの向上につながっているか。また、採用していない場合は、市民サービスの向上のため利用料金制を採用する余地がないか検討がなされているか。 11 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または指定管理者の費用で実施させていないか。 12 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。
--	---

第4 監査の実施内容

1 書類監査

令和5年度及び令和6年度に執行された出納その他の事務のうち、主に令和5年度の出納関係書類等の監査を実施した。

2 実地監査

施設内の現金・金券類及び備品の管理状況等について実地監査を実施した。

3 説明聴取及び質疑

長野シーアイ開発センター及び人権・男女共同参画課の関係職員から財政援助団体等監査資料等に基づき説明聴取を実施した。

第5 施設、事業の概要

1 概況

しなのきは、勤労者及び女性の福祉の増進に資するとともに、市民活動を助長し、及び男女共同参画社会の実現を図ることを目的に平成7年4月に長野市に開設された。長野市勤労者女性会館しなのき設置及び管理に関する条例（平成6年長野市条例第45号）（以下「しなのき設置及び管理に関する条例」という。）に定める施設として、平成18年4月からその運営は、指定管理者が行っている。

施設の概要は表1、当該事業に係る収支状況及び利用状況等は表2及び表3のとおりである。

なお、表1、表2及び表3については、指定管理者から提出されたモニタリング評価調書等を基に作成している。

表 1

施設の名称	勤労者女性会館しなのき								
所 在 地	長野市大字鶴賀西鶴賀町1481番地 1								
指定管理者	協同組合長野シーアイ開発センター 代表理事 相馬 豊恒 (本社住所: 長野市箱清水二丁目23番13-1 号)								
指定管理期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで (指定管理者の指定回数 平成21年 4 月 1 日から継続 4 回目)								
利用料金制の適用	適用 (指定管理料有り)								
施設の概要	施 設 : 鉄筋コンクリート造 地上 4 階地下 1 階 延床面積5, 272㎡(平成 6 年竣工) 施設設備 : トレーニングルーム (129㎡)、ホール (508㎡)、楽屋 (24㎡)、子供室 (39㎡)、 第 1 ・ 2 ・ 3 会議室 (160㎡)、和室 (40㎡)、視聴覚室 (149㎡)、研修室 (58㎡)、 応接室 (42㎡)、音楽室 (128㎡) 入居団体 : 長野シルバー人材センター、長野市勤労者共済会、長野地区労働者福祉協議会 職員体制 : 館長 1 人、施設運営部門 副館長 1 人、館長代理 1 人、チーフ 1 人、スタッフ 5 人、 アシスタントスタッフ 5 人 利用時間 : 午前 9 時～午後 9 時30分 休 館 日 : 年末年始 (12月29日から翌年 1 月 3 日まで) 利用料金 :								
	利用施設	料金区分		午前 9 : 00～12 : 00	午後 13 : 00～17 : 00	夜間 18 : 00～21 : 30	昼間 9 : 00～17 : 00	昼夜 13 : 00～21 : 30	全日 9 : 00～21 : 30
	ホール	A	平日	3, 970円	5, 960円	7, 010円	7, 950円	10, 880円	12, 770円
			土日祝日	6, 600円	8, 800円	8, 800円	12, 000円	15, 200円	18, 600円
		B	平日	7, 950円	9, 950円	10, 470円	13, 820円	16, 860円	20, 730円
			土日祝日	11, 000円	13, 000円	12, 250円	18, 600円	22, 000円	27, 300円
	楽屋	A		420円	640円	860円	1, 100円	1, 200円	1, 960円
		B		850円	1, 290円	1, 730円	2, 200円	2, 400円	3, 930円
	応接室	A		640円	860円	1, 100円	1, 200円	1, 520円	2, 620円
		B		1, 290円	1, 730円	2, 200円	2, 400円	3, 050円	5, 250円
	音楽室	A		1, 290円	1, 730円	2, 200円	2, 400円	3, 050円	5, 250円
		B		2, 590円	3, 470円	4, 400円	4, 810円	6, 110円	10, 500円
	会議室	A		640円	860円	1, 100円	1, 200円	1, 520円	2, 620円
		B		1, 290円	1, 730円	2, 200円	2, 400円	3, 050円	5, 250円
	研修室	A		640円	860円	1, 100円	1, 200円	1, 520円	2, 620円
		B		1, 290円	1, 730円	2, 200円	2, 400円	3, 050円	5, 250円
	和室	A		760円	1, 100円	1, 200円	1, 400円	1, 860円	3, 300円
		B		1, 520円	2, 200円	2, 400円	2, 820円	3, 720円	6, 600円
	視聴覚室	A		1, 520円	2, 060円	2, 500円	2, 740円	3, 300円	6, 140円
		B		3, 050円	4, 140円	5, 020円	5, 480円	6, 600円	12, 200円
	子供室	A		640円	860円	1, 100円	1, 200円	1, 520円	2, 620円
		B		1, 290円	1, 730円	2, 200円	2, 400円	3, 050円	5, 250円
	トレーニング ルーム	A		1, 520円	2, 060円	2, 500円	2, 740円	3, 300円	6, 140円
		B		3, 050円	4, 140円	5, 020円	5, 480円	6, 600円	12, 200円
	ホールの利用形態は、次の区分による。 A : 入場料、受講料その他これらに類する料金 (以下「入場料等」という。) を徴収しない場合又は1人2, 000円以下の入場料等を徴収する場合 (Bに該当する場合を除く。) B : 1人2, 000円を超える入場料等を徴収する場合又は営利を目的として事業を行う個人若しくは法人その他の団体 (以下「営利事業者」という。) が研修その他これに類する目的に利用する場合 ホール以外の施設の利用形態は、次の区分による。 A: 入場料等を徴収しない場合 (Bに該当する場合を除く。) B: 入場料等を徴収する場合又は営利事業者が研修その他これに類する目的に利用する場合								

2 事業の実施状況

(1) しなのきの業務

しなのき設置及び管理に関する条例に基づき、以下の業務を行っている。

ア 施設の利用許可に関する業務

イ 施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 施設の利用の取消しに関する業務

エ 利用料金の収受に関する業務

オ 男女共同参画に関する啓発事業の実施、地域団体や市内事業所に出向いた講座等の実施、講座、講演会、研修会の開催

カ 市が必要と認める業務

(2) 自主事業

指定管理者が行った主な自主事業は以下のとおりである。

ア しなのきの周知と利用促進を図るため、「夕涼みコンサート」、「ニューイヤーコンサート」等の実施

イ 自主講座（ピラティス、ヨガ等）の実施

3 収支状況

指定管理者及び市の令和元年度から令和5年度の収支は、次表のとおりである。

表2-1

(単位：円)

		指定管理者の損益					
		項目	金 額				
			令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
指定管理事業	収入	利用料金	27,356,075	17,719,590	20,293,270	22,394,250	23,015,945
		指定管理料	47,763,000	50,968,000	48,000,000	41,641,486	41,070,000
		その他収入	676,463	1,738,262	191,920	76,870	69,410
		計	75,795,538	70,425,852	68,485,190	64,112,606	64,155,355
	支出	人件費	32,302,919	31,674,048	32,578,997	28,740,014	29,489,891
		設備管理費	5,363,072	6,281,346	5,479,749	4,470,359	5,266,579
		備品購入費	0	0	0	0	0
		修繕費	527,816	572,988	465,850	290,180	207,900
		光熱水費	12,707,581	11,159,899	13,076,687	14,455,896	11,496,558
		事業費	16,622,445	11,049,639	10,053,479	9,007,763	8,711,285
		事務経費	3,561,700	3,495,276	3,853,914	3,277,716	3,051,376
		本社経費	2,746,800	2,772,000	2,772,000	2,376,000	2,376,000
		その他	2,853,579	3,079,598	2,410,995	2,643,381	3,108,991
		計	76,685,912	70,084,794	70,691,671	65,261,309	63,708,580
	指定管理事業損益		△ 890,374	341,058	△ 2,206,481	△ 1,148,703	446,775
自主事業	収入	6,291,760	3,981,120	7,395,300	13,379,735	14,734,185	
	支出	6,357,317	4,624,765	7,999,197	13,168,003	14,040,908	
	自主事業損益	△ 65,557	△ 643,645	△ 603,897	211,732	693,277	
損 益		△ 955,931	△ 302,587	△ 2,810,378	△ 936,971	1,140,052	

表 2-2

(単位：円)

		市の収支					
		項目	金 額				
			令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
指定事業	歳入	使用料	0	0	0	0	0
		行政財産目的外使用料	2, 171, 065	2, 542, 634	2, 795, 817	2, 401, 131	2, 425, 131
		貸付料	1, 161, 810	1, 185, 520	1, 089, 050	1, 067, 144	1, 198, 955
		計	3, 332, 875	3, 728, 154	3, 884, 867	3, 468, 275	3, 624, 086
	歳出	指定管理料	47, 763, 000	50, 968, 000	48, 000, 000	41, 641, 486	41, 070, 000
		委託料	0	0	459, 800	0	0
		修繕費	2, 420, 000	19, 800	71, 500	0	0
		工事請負費	31, 562, 200	8, 969, 400	6, 527, 972	3, 960, 000	3, 388, 000
		備品購入費	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		計	81, 745, 200	59, 957, 200	55, 059, 272	45, 601, 486	44, 458, 000
差 引		△ 78, 412, 325	△ 56, 229, 046	△ 51, 174, 405	△ 42, 133, 211	△ 40, 833, 914	

4 施設の利用状況

施設の利用状況は次表のとおりである。

表 3

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	64,921	35,316	45,882	61,234	67,048
利用件数（件）	3,636	2,441	3,119	4,188	4,190

第6 監査の結果

前記の方法により監査した限り、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。

一部に改善を要する事例が見受けられたため、次のとおり指摘する。

なお、軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促した。

1 歳入調定について

市市有財産条例では、「使用料は、使用の許可の際に使用者から徴収する。」と定めているが、行政財産使用料（入居団体及び自動販売機）について、4月1日付けの使用許可に対し、調定が遅れていた。

条例に基づき、適正な事務処理を行われたい。

【人権・男女共同参画課】

2 利用料金の過請求について

自主事業として開催した講座のしなのき利用料（楽屋）令和6年3月7日、14日、21日利用分について、しなのき設置及び管理に関する条例の別表第2に定めるところにより請求す

べきところ、3日間合計で300円の過請求となっていた。

利用料金の請求に当たっては、複数人による確認を徹底し、条例に基づき、適正な事務処理を行われたい。

【長野シーアイ開発センター】

3 利用許可について

しなのき設置及び管理に関する条例施行規則では、「条例第9条に規定する許可を受けようとするものは、長野市勤労者女性会館しなのき利用許可申請書を利用しようとする日の前日までに指定管理者に提出しなければならない。」と定めているが、施設に空室がある場合に限り、利用日同日に申請を受け付けていた。

規則を見直し、実態との整合を図られたい。

【長野シーアイ開発センター 人権・男女共同参画課】

4 備品の管理について

長野市勤労者女性会館しなのきの指定管理者による管理に関する基本協定書では、「指定管理者は、指定期間中、備品等（Ⅰ種）を長野市財務規則に準じて管理し、常に良好な状態に保たなければならない。」と記載があるが、備品において、市財務規則に規定されている不用決定の決裁及び備品一覧の取消手続がされないまま廃棄されている事例や、備品一覧に記録されている備品が所在不明となっている事例が散見された。

規則に基づき、適正に管理されたい。

【長野シーアイ開発センター 人権・男女共同参画課】

第7 意見

1 施設の老朽化について

鉄筋コンクリート造（地上4階、地下1階）の建物は平成6年の竣工から30年が経過し、設備や内装を中心に老朽化が感じられるが、館内は清潔に保たれ、適切に維持管理が行われている。また、一部の部屋では利用頻度等に応じて空調設備の追加や灯具のLED化などを実施し、利用者の利便向上を図っている。

屋根やトイレ、ホールなど大規模な改修が伴うものは、今後の長寿命化改修において計画するとのことであるが、陸屋根形状の屋上部分には雨水が滞留し、一部亀裂によりコンクリート下地が見える部分もあり、漏水につながるおそれもあることから、こうした緊急性の高い箇所は応急的処置を含めて対応されたい。

【長野シーアイ開発センター 人権・男女共同参画課】

2 施設の特徴を活かした活用について

当施設には様々な諸室があるが、防音性があるトレーニングルームで楽器の練習が行わ

れたり、ホールが多人数に対応した会議やプレゼンテーションの場として使われるなど、当初想定とは違うニーズも生じている。また、中心市街地において手軽に利用できる300席弱のホールの存在も利用者から評価されているとのことである。

今後も、こうした様々なニーズを生かした柔軟な運営をされるとともに、施設をどのように特徴づけ活かしていくのかを市と指定管理者で十分協議し、考え方を今後の運営や長寿命化改修に反映されたい。

また、当施設は利用者用駐車場が無いことが課題と捉えられてきたが、指定管理者は、周辺にコインパーキングが多数あることや駅やバス停から至近なこと、施設利用後に周辺店舗で食事等ができることを特徴として挙げ、利用者からも一定の評価があるとしている。中心市街地の施設の在り方としてモデルにもなることから、周辺駐車場や立地の案内、地域及び商店街等との連携について積極的に実施及び発信をされたい。

【長野シーアイ開発センター】

3 講座の利用について

当施設では、柳町働く女性の家の廃止に伴い、そこで実施していた講座とその利用者を広く受け入れている。現在、当該利用者をスムーズに受け入れるため、北部勤労者活躍支援センターへの建替えなど、勤労者福祉施設の再編が一段落する令和7年度末までの4年間は部屋の優先利用や施設利用料金を軽減するなどの措置を講じていくとのことである。

こうした措置は、市の施設再編に起因する既存利用者に寄り添った特例として認められるものと考えるが、勤労者福祉施設の再編後においては、他の市有施設やその利用者との均衡を図り、施設利用の平常化に向け、段階的な措置も含めて検討し、実施されたい。

【長野シーアイ開発センター 人権・男女共同参画課】

4 男女共同参画、女性支援について

市直営であった男女共同参画センターは、その運営を令和4年度から指定管理事業に移行し、相談業務等は引き続き市直営事業として指定管理者の長野シーアイ開発センターと業務委託契約を結び、実施している。

施設ではニーズの多い趣味や教養、軽運動等の活動が中心ではあるが、施設の特性でもある男女共同参画や女性の就労・地位向上を支援する講座や催しの開催、個別相談や支援対応など、時代に即した公共施設の役割を更に強化していくことを期待する。

また、相談業務については、担当課及び受託事業者である同社において、市のこども未来部、保健福祉部や関係機関との連携を図りながら、確実な支援につながるよう取り組まれたい。

【長野シーアイ開発センター 人権・男女共同参画課】